

行政監査結果報告書

令和元年度

(高額備品の管理、活用等について)

佐賀県監査委員

監査 第 74 号
令和2年6月4日

佐賀県議会議長 桃崎 峰人 様

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県教育委員会教育長 落合 裕二 様

佐賀県公安委員会委員長 香月 道生 様

佐賀県監査委員 久本 智博
同 荒木 敏也
同 角 貞樹
同 土井 敏行

行政監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 第1 監査の概要..... | 1 |
| 1 監査テーマ..... | 1 |
| 2 監査の目的..... | 1 |
| 3 監査の対象機関..... | 1 |
| 4 監査の実施..... | 1 |
| (1) 監査の実施時期..... | 1 |
| (2) 監査の着眼点..... | 1 |
| 5 監査の実施方法..... | 1 |
| (1) 事前調査..... | 1 |
| (2) 事務監査..... | 3 |
| (3) 委員監査..... | 4 |
| 第2 監査結果及び意見..... | 5 |
| 1 主な監査結果..... | 5 |
| 2 取得手続..... | 5 |
| (1) 必要性等の検討..... | 5 |
| (2) 取得の手続..... | 5 |
| 3 利用計画と利用状況..... | 7 |
| (1) 利用計画..... | 7 |
| (2) 利用状況..... | 9 |
| 4 利用状況を踏まえた評価..... | 12 |
| 5 管理換・処分..... | 13 |
| 6 維持管理..... | 14 |
| (1) 点検..... | 14 |
| (2) 修繕..... | 14 |
| (3) 保管場所..... | 15 |
| (4) 現品照合等..... | 15 |
| (5) 管理その他..... | 16 |
| 第3 まとめ..... | 17 |

資料編

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| 参考 1 | 事前調査結果一覧表 | 18 |
| 参考 2 | 地方財政法（抜粋） | 20 |
| 参考 3 | 地方自治法（抜粋） | 20 |
| 参考 4 | 地方自治法施行令（抜粋） | 20 |
| 参考 5 | 佐賀県財務規則（抜粋） | 21 |
| 参考 6 | 佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領（抜粋） | 21 |

第 1 監査の概要

1 監査テーマ

高額備品の管理、活用等について

2 監査の目的

地方財政法第 8 条において、「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」と規定されている。

試験研究機関や専門高校などが保有する機械等や博物館・美術館等が保有する美術工芸品類といった高額な備品を対象に、取得、利用及び管理（以下「取得等」という。）の状況などを検証することで、今後の適切な管理や有効利用などに資することを目的とする。

3 監査の対象機関

平成 31 年 3 月 31 日現在で、取得価格 500 万円以上の備品（寄附等により取得したものを除く。以下「高額備品」という。）を保有する全ての機関とした。

4 監査の実施

（ 1 ）監査の実施時期

令和元年 8 月～令和 2 年 3 月

（ 2 ）監査の着眼点

高額備品の監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

取得は適切に行われているか。

有効に利用されているか。

保管及び管理は適切に行われているか。

処分等は適切に行われているか。

5 監査の実施方法

（ 1 ）事前調査

平成 31 年 3 月 31 日に保有している高額備品について、取得等の状況を把握するため、知事部局、議会事務局、教育庁及び警察本部の各機関の備品出納・管理簿で高額備品の有無を調べ、高額備品を保有している 90 機関を対象に書面による事前調査を実施した。

県が保有する高額備品の件数と取得金額は、表 1 のとおりである。

県全体で 1,033 件の高額備品を保有し、機械等が 838 件（81.1%）、美術工芸品類が 195 件（18.9%）となっている。

部局等別では、専門高校等を所管する教育庁が 268 件（25.9%）で最も多く、博物館・美術館等を所管する地域交流部の 247 件（23.9%）、工業技術センター等を所管する産業労働部の 199 件（19.3%）と続き、以下県民環境部 105 件（10.2%）、農林水産部 95 件（9.2%）などとなっている。

取得金額は県全体では約 168 億円で、機械等が約 143 億円（85.3%）、美術工芸品類が約 25 億円（14.7%）となっている。

部局等別では、地域交流部、教育庁、産業労働部、健康福祉部、県民環境部の順となっている。

表 1 高額備品の保有状況

| 部局等名 | 機関数 | 件 数 | | | |
|-------|-----|-------|--------|-------|-------|
| | | 機械等 | 美術工芸品類 | 計 | 割合 |
| 政策部 | 3 | 7 | 0 | 7 | 0.7% |
| 総務部 | 2 | 3 | 1 | 4 | 0.4% |
| 地域交流部 | 7 | 54 | 193 | 247 | 23.9% |
| 県民環境部 | 3 | 105 | 0 | 105 | 10.2% |
| 健康福祉部 | 9 | 56 | 0 | 56 | 5.4% |
| 産業労働部 | 5 | 199 | 0 | 199 | 19.3% |
| 農林水産部 | 10 | 95 | 0 | 95 | 9.2% |
| 県土整備部 | 6 | 24 | 0 | 24 | 2.3% |
| 議会事務局 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0.3% |
| 教育庁 | 42 | 267 | 1 | 268 | 25.9% |
| 警察本部 | 2 | 25 | 0 | 25 | 2.4% |
| 計 | 90 | 838 | 195 | 1,033 | 100% |
| 割合 | | 81.1% | 18.9% | 100% | |

部局等は平成 31 年 4 月 1 日現在の組織で整理

| 部局等名 | 機関数 | 取 得 金 額（千円） | | | |
|-------|-----|-------------|-----------|------------|-------|
| | | 機械等 | 美術工芸品類 | 計 | 割合 |
| 政策部 | 3 | 218,785 | 0 | 218,785 | 1.3% |
| 総務部 | 2 | 889,005 | 48,410 | 937,415 | 5.6% |
| 地域交流部 | 7 | 1,366,189 | 2,421,275 | 3,787,464 | 22.5% |
| 県民環境部 | 3 | 1,575,059 | 0 | 1,575,059 | 9.4% |
| 健康福祉部 | 9 | 1,602,412 | 0 | 1,602,412 | 9.5% |
| 産業労働部 | 5 | 3,107,486 | 0 | 3,107,486 | 18.5% |
| 農林水産部 | 10 | 1,296,796 | 0 | 1,296,796 | 7.7% |
| 県土整備部 | 6 | 245,305 | 0 | 245,305 | 1.5% |
| 議会事務局 | 1 | 39,405 | 0 | 39,405 | 0.2% |
| 教育庁 | 42 | 3,218,408 | 6,000 | 3,224,408 | 19.2% |
| 警察本部 | 2 | 767,563 | 0 | 767,563 | 4.6% |
| 計 | 90 | 14,326,413 | 2,475,685 | 16,802,098 | 100% |
| 割合 | | 85.3% | 14.7% | 100% | |

部局等は平成 31 年 4 月 1 日現在の組織で整理

目的・用途は表2のとおりである。

教育・研修用が354件(34.3%)と最も多く、次いで試験・研究用の303件(29.3%)、以下美術工芸品類195件(18.9%)などとなっている。

表2 目的・用途 (単位：件)

| 部局等名 | 機 械 等 | | | | | | 美術工 芸品類 | 計 |
|-------|------------|------------|------|-----------|------------|------|------------|-------|
| | 試験・ 研究用 | 教育・ 研修用 | 医療用 | 災害対 策用 | 事務・ 管理用 | その他 | | |
| 政策部 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 7 |
| 総務部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 地域交流部 | 5 | 32 | 0 | 4 | 1 | 12 | 193 | 247 |
| 県民環境部 | 11 | 6 | 0 | 40 | 0 | 48 | 0 | 105 |
| 健康福祉部 | 24 | 3 | 19 | 5 | 2 | 3 | 0 | 56 |
| 産業労働部 | 156 | 40 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 199 |
| 農林水産部 | 92 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 95 |
| 県土整備部 | 12 | 0 | 0 | 8 | 1 | 3 | 0 | 24 |
| 議会事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 教育庁 | 0 | 265 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 268 |
| 警察本部 | 3 | 2 | 0 | 3 | 2 | 15 | 0 | 25 |
| 計 | 303 | 354 | 19 | 61 | 7 | 94 | 195 | 1,033 |
| 割合 | 29.3% | 34.3% | 1.8% | 5.9% | 0.7% | 9.1% | 18.9% | 100% |

部局等は平成31年4月1日現在の組織で整理

(2) 事務監査

監査対象機関

事前調査の結果を踏まえ、高額備品を管理している現地に出向き、高額備品の取得等の状況を詳しく確認する必要があると思われる19機関(試験研究機関等10機関、専門高校等6機関、博物館・美術館等3機関)を選定した。[表3]

また、文化課(博物館・美術館等の管理運営に関する事務を所管)及び教育総務課(教育財産の管理に関する事務を所管)に対し事務監査を実施した。

監査方法

各機関における高額備品の取得等の状況をヒアリングや利用計画、利用記録等の関係資料により確認した。

また、監査対象19機関が保有する高額備品の中から1機関当たり4件ないし7件の備品(19機関合計：103件)を選定し、現品を確認するとともに取得等の詳しい状況を確認した。

表3 事務監査対象機関

| 区分 | | 対象機関名 | 高額備品保有件数 | うち事務監査選定備品件数 |
|------------------------|----------|----------------------------------|----------|--------------|
| 機械等 | 試験研究機関等 | 環境センター | 98 | 6 |
| | | 工業技術センター | 78 | 6 |
| | | 窯業技術センター | 50 | 6 |
| | | 産業技術学院 | 38 | 6 |
| | | ものづくり産業課（九州シムコトロン光研究センター） | 29 | 5 |
| | | SAGA サライズパーク整備推進課（SAGA サライズパーク他） | 25 | 4 |
| | | 佐賀中部保健福祉事務所 | 24 | 6 |
| | | 警察本部会計課 | 24 | 6 |
| | | 農業試験研究センター | 21 | 7 |
| | | 建設・技術課（材料試験センター） | 12 | 4 |
| | | 小計（10 機関） | 399 | 56 |
| | 専門高校等 | 佐賀工業高等学校 | 35 | 5 |
| | | 鳥栖工業高等学校 | 32 | 5 |
| | | 塩田工業高等学校 | 22 | 6 |
| | | 多久高等学校 | 21 | 6 |
| | | 佐賀農業高等学校 | 11 | 4 |
| | | 高志館高等学校 | 9 | 5 |
| | 小計（6 機関） | 130 | 31 | |
| | 美術工芸品類 | 博物館・美術館等 | 九州陶磁文化館 | 76 |
| 博物館・美術館 | | | 65 | 5 |
| 名護屋城博物館 | | | 49 | 5 |
| 小計（3 機関） | | | 190 | 16 |
| 計（19 機関） | | | 719 | 103 |
| 博物館・美術館等の管理運営に関する事務を所管 | 文化課 | - | - | |
| 教育財産の管理に関する事務を所管 | 教育総務課 | - | - | |

(3) 委員監査

事務監査の結果を踏まえ、高額備品の取得等に関し課題があり、委員監査が必要と思われる2機関（工業技術センター、博物館・美術館）及び文化課に対し実施した。

第2 監査結果及び意見

1 主な監査結果

利用計画 [7 頁 ~ 9 頁記載]

備品が有効に利用されているか評価するため利用計画が必要であるが、計画が作成されていないものや、想定利用日数等の記載がなく計画内容が不十分なものがあつた。

利用状況 [9 頁 ~ 12 頁記載]

取得時の利用ニーズの把握や取得後の利用者への周知が不十分なため、取得当初から利用が計画を大幅に下回っているものや、全く利用されていないものがあつた。

利用状況を踏まえた評価等 [12 ~ 13 頁記載]

備品が利用されないままの状態になることがないように、定期的に利用状況の評価し、利用可能性がない備品は処分を検討するなどの対応が必要であるが、利用状況の評価は全体的に低調で、必要な対応がなされていないものがあつた。

2 取得手続

(1) 必要性等の検討

< 監査結果 >

現品確認をした 103 件の備品 (以下「選定備品」という。) について、取得に当たって必要性等の検討状況を確認したところ、検討会を開催するなど組織としての検討は行われていた。

しかし、専門高校で、同じ機能を持つ機械が他の学科にあるにもかかわらず、新たに同種の機械を取得しているものがあつた。

< 意見 >

取得に当たっては、現状を適切に把握したうえで必要性を十分検討されたい。

(2) 取得の手続

機種を選定

< 監査結果 >

選定備品について仕様書等を確認したところ、専門高校で次のような事例があつた。

- ・仕様書の記載が非常に細かく、対象機種が限定される結果となっているものがあつた。
- ・機械の更新に当たって、従前の機械の処理能力で十分と考えられるものを、それ以

上の処理能力の仕様としているものがあった。

< 意見 >

仕様の検討が適切に行われていないと思われる。特に結果的に対象機種が限定されることになる仕様書は、入札に当たって競争性を阻害する要因となる。

適切な仕様とされたい。

購入以外の検討

< 監査結果 >

選定備品について、リースや業務委託など購入以外の方法を検討したと回答したものが5件(9.4%)あったが、全て購入されていた。購入以外の方法を選択しなかった理由を確認したところ、リースについては長期間利用するため割高になる、業務委託については緊急時に対応できないとのことであった。

また、購入以外の方法を検討しなかったと回答したものが48件(90.6%)あった。検討しなかった理由を確認したところ、書面では整理されていないものの、リースは、長期間利用するため割高になる、特殊な機械であり他に借入先がないなど、事実上の検討は行われている状況であった。[表4]

表4 購入以外の検討状況

(単位：件)

| 区分 | | あり | なし | 小計 | その他 | 計 |
|--------|---------|------|-------|------|-----|-----|
| 機械等 | 試験研究機関等 | 3 | 28 | 31 | 25 | 56 |
| | 専門高校等 | 1 | 5 | 6 | 25 | 31 |
| 美術工芸品類 | | 1 | 15 | 16 | 0 | 16 |
| 計 | | 5 | 48 | 53 | 50 | 103 |
| 割合 | | 9.4% | 90.6% | 100% | - | - |

その他は関係資料の保存期間経過により現存しないため確認できないもの

< 意見 >

長期間利用することなどを前提にリースではなく購入を選択されているが、必要な期間だけ利用する備品については、購入よりもリースが経済的・合理的な選択になる可能性も考えられることから、リースも選択肢に入れて検討されたい。

契約方法

< 事前調査結果 >

高額備品を取得するに当たっては、地方自治法等関係法令に基づき、原則競争入札が実施されていた。

ただし、美術工芸品類は特定のものを購入することから、競争に適しないため、随意契約となっていた。[表5]

地方自治法施行令第 167 条の 2 により、その性質又は目的が競争入札に適しない場合は、随意契約によることができるとされている。

表 5 契約方法

(単位：件)

| 区分 | | 一般競争 入札 | 指名競争 入札 | 随意契約 | 小計 | その他 | 計 |
|--------|---------|------------|------------|-------|------|-----|-------|
| 機械等 | 試験研究機関等 | 389 | 2 | 49 | 440 | 131 | 571 |
| | 専門高校等 | 137 | 10 | 0 | 147 | 120 | 267 |
| 美術工芸品類 | | 0 | 0 | 193 | 193 | 2 | 195 |
| 計 | | 526 | 12 | 242 | 780 | 253 | 1,033 |
| 割合 | | 67.4% | 1.6% | 31.0% | 100% | - | - |

その他は関係資料の保存期間経過により現存しないため確認できないもの

< 監査結果 >

選定備品の中で随意契約が行われている備品について理由等を確認したが、地方自治法施行令に規定する随意契約の要件を満たしていた。

< 意見 >

特になし。

3 利用計画と利用状況

(1) 利用計画

備品の取得に当たって、想定利用日数を記載した利用計画を作成し、取得後、定期的に利用日数を想定利用日数と比較することで当該備品が有効に利用されているかどうかを客観的に評価することができる。

< 事前調査結果 >

利用計画が現時点であるかないかについて調査したところ、取得時から利用計画が作成されていないもの又は備品を取得する際に作成した利用計画が保存年限経過により現存していないものが 427 件 (41.3%) あった。

また、利用計画は作成されているが想定利用日数が記載されていない備品は試験研究機関等で 166 件 (393 件 - 227 件)、専門高校等で 7 件 (63 件 - 56 件) となっていた。[表 6]

表6 利用計画の有無

(単位：件)

| 区分 | | あり | うち 想定利用 日数あり | なし | 計 |
|--------|---------|-------|--------------------|-------|-------|
| | | | | | |
| 機械等 | 試験研究機関等 | 393 | 227 | 178 | 571 |
| | 専門高校等 | 63 | 56 | 204 | 267 |
| 美術工芸品類 | | 150 | - | 45 | 195 |
| 計 | | 606 | 283 | 427 | 1,033 |
| 割合 | | 58.7% | - | 41.3% | 100% |

美術工芸品類は、過去の展示回数を別途調査（表9参照）

< 監査結果 >

利用計画が現存していない備品と利用計画に想定利用日数が記載されていない備品について、その理由を確認したところ、次のとおりであった。

試験研究機関等の機械等

ア 想定利用日数による評価が適当でないもの

保健福祉事務所の食中毒が発生した時にサンプルを採取し毒素等を分析する機械など利用日数に関係なく保有する必要があるため想定利用日数の記載は必要がないとのことであった。

イ 想定利用日数による評価が必要なもの

試験研究機関(工業技術センター、窯業技術センター、農業試験研究センター)の機械等は基本的に研究に用いるほか、県内企業などの利用に供されている。これらの機械等は保健福祉事務所にある分析機械などと異なり、利用日数を想定利用日数と比較することで備品が有効に利用されているかどうかを客観的に評価することが必要と考えるが、利用計画が現存していないものや利用計画に想定利用日数が記載されていないものなど、客観的評価ができないものがあった。

専門高校等の機械等

専門高校等では授業に用いるため機械等を取得しており、授業の内容が利用計画であり、授業日数が想定利用日数に相当している。利用計画や想定利用日数が整理されていない備品でも、毎年度の授業計画は作成されているのだから、事実上の利用計画又は想定利用日数になり、必要ないとのことであった。

美術工芸品類

美術工芸品類は、展示をするほか研究活動や教育活動に利用されているため、展示に研究活動や教育活動を含む中長期の利用計画を作成し、利用状況と比較するこ

とで有効に利用されているかどうかを客観的に評価することが必要と考える。

利用計画が現存していないものや利用計画はあるが取得直後に予定している展示のみが記載されているものなど、客観的評価ができないものがほとんどであった。

<意見>

今後、試験研究機関が想定利用日数による評価が必要な機械等を取得する際には、原則として想定利用日数を記載した利用計画を作成し、定期的に利用状況と比較することで客観的な評価を行われたい。

美術工芸品類については、取得後期間を経過するに従って収蔵庫に置かれたままの状態になることがないよう、利用計画を作成するとともに、計画の内容は展示だけでなく研究活動、教育活動を含めた中長期の計画とされたい。

(2) 利用状況

機械等

<事前調査結果>

事前調査で平成30年度の利用状況を以下のとおり整理した。

○利用日数による利用状況

利用日数が把握されているものは、利用日数により整理した。

利用日数が30日未満のものが270件(33.9%)、全く利用されていないものが86件(10.8%)あった。[表7]

表7 利用日数による利用状況

(単位:件)

| 区分 | 利用なし | 利用あり | | | | | 計 |
|---------|-------|-------|----------------|-----------------|------------------|--------|------|
| | | 30日未満 | 30日以上 50日未満 | 50日以上 100日未満 | 100日以上 200日未満 | 200日以上 | |
| 試験研究機関等 | 40 | 222 | 46 | 76 | 65 | 91 | 540 |
| 専門高校等 | 46 | 48 | 38 | 43 | 63 | 18 | 256 |
| 計 | 86 | 270 | 84 | 119 | 128 | 109 | 796 |
| 割合 | 10.8% | 33.9% | 10.6% | 14.9% | 16.1% | 13.7% | 100% |

○利用率による利用状況

利用日数が把握されているもののうち、想定利用日数も把握されているものは、利用率(利用日数/想定利用日数)により整理した。

利用率は概ね高く、特に専門高校等では授業日数が想定利用日数に相当するため、約9割(53件中48件)が100%以上の利用率であった。ただし、利用率が30%未満のものが13件(4.6%)、全く利用されていないものが12件(4.3%)あった。[表8]

表8 利用率による利用状況

(単位:件)

| 区分 | 利用なし | 利用あり | | | | | 計 |
|---------|------|-------|----------------|----------------|-----------------|--------|------|
| | | 30%未満 | 30%以上 50%未満 | 50%以上 80%未満 | 80%以上 100%未満 | 100%以上 | |
| 試験研究機関等 | 12 | 13 | 6 | 22 | 20 | 154 | 227 |
| 専門高校等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 48 | 53 |
| 計 | 12 | 13 | 6 | 22 | 25 | 202 | 280 |
| 割合 | 4.3% | 4.6% | 2.2% | 7.9% | 8.9% | 72.1% | 100% |

< 監査結果 >

利用日数が30日未満若しくは利用率が30%未満又は全く利用されていない選定備品について、詳しく状況を確認したところ、想定利用日数による評価が適当でないものなどもあった。それらを除く利用日数等が少ない(以下「低利用」という。)又は全く利用されていないもので、次のようなケースが確認された。

ア 中途から低利用又は利用されなくなったケース

< 監査結果 >

試験研究機関等で、備品の老朽化に伴い解析精度が落ち、中途から低利用となったものがあつた。

また、故障や研究の中止、機械等の老朽化により利用されなくなったものや、学科廃止により授業で使われなくなったものなどがあつた。

< 意見 >

今後の利用可能性を検討し、可能性があるものは利用を促進する、可能性がないものは管理換や処分を検討されたい。

イ 取得当初から低利用又は利用されていないケース

< 監査結果 >

試験研究機関が取得した機械等で取得当初から利用日数が想定利用日数を大きく下回っているものがあつた。

| 機関名 | 備品名 | 取得年月日 | 想定利用日数 | 低利用の原因 |
|----------|-----------|--------------|---|--|
| | | 取得価格 | 利用日数 | |
| 工業技術センター | 三次元造形装置 | H26.12.18 | 年間 40 日 | 多くの企業から利用要望があり、主な企業に対し利用ニーズの調査を行ったうえで取得したが、実際の企業の利用が想定を大きく下回った。 |
| | | 35,748,000 円 | H27 年度 14 日 H28 年度 12 日 H29 年度 11 日 H30 年度 3 日 | |
| | 疲労試験機 | H29.11.2 | 年間 100 日 | 大学との共同研究に利用するために取得したが、研究に利用するレベルの操作技術がなく研究のほとんどを大学において実施することとなったため、実際の利用が想定を大きく下回った。 |
| | | 12,776,400 円 | H30 年度 15 日 | |
| 窯業技術センター | 3 D スキャナー | H28.12.7 | 年間 80 日 | 企業から利用要望があり、利用ニーズの調査を行ったうえで取得したが、調査企業数が少ないなど十分な調査ではなかったため、実際の企業の利用が想定を大きく下回った。 |
| | | 9,990,000 円 | H29 年度 14 日 H30 年度 19 日 | |
| | 3 D プリンター | H29.10.25 | 年間 80 日 | |
| | | 7,292,160 円 | H30 年度 11 日 | |

< 意見 >

機械等を取得するに当たっては、利用が想定されるできるだけ多くの企業等に対し利用目的や自社購入の予定など詳細なニーズ調査を行う必要がある。また、操作に高度な技術を求められるものについてはその内容を詳しく事前に確認しておく必要がある。

今回、これらの対応が十分にできていなかった。取得した機械の利用促進を図るとともに、今後このようなことがないように適切に対応されたい。

< 監査結果 >

スポーツ競技に使用される備品で、取得当初から利用されていないものがあった。

| 機関名 | 備品名 | 取得年月 | 利用なしの原因 |
|------------------------------|--------------|--------------|--|
| | | 取得価格 | |
| S A G A サンライズパーク 整備推進課 | 多目的 大型得点盤 | H29.11.9 | スポーツ競技団体からの利用要望があり取得したが、要望した団体以外の利用ニーズの把握ができておらず、取得後も利用の働きかけがほとんど行われていなかったため、全く利用されていない。 |
| | | 14,034,049 円 | |

< 意見 >

利用ニーズの把握や利用の働きかけなど必要な対応ができていなかった。

取得した得点盤が利用されるよう速やかに対応されたい。また今後はこのようなことがないよう、今回の反省点を活かし適切に対応されたい。

美術工芸品類

< 事前調査結果 >

平成 26 年度から平成 30 年度までの直近 5 年間の展示回数を調査したところ、展示が行われていないもの又は展示回数が 1 回のものが 90 件と半数近くあった。[表 9]

表 9 直近 5 年間の展示状況 (単位：件)

| 区分 | 0 回 | 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回以上 | 常設 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|
| 美術工芸品類 | 60 | 30 | 21 | 35 | 17 | 27 | 5 | 195 |
| 割合 | 30.8% | 15.4% | 10.8% | 17.9% | 8.7% | 13.8% | 2.6% | 100% |

< 監査結果 >

選定備品の中で、直近 5 年間で展示が行われていないもの又は展示回数が 1 回のものについて、詳しい状況を確認したところ、直近 10 年間では複数回の展示が行われていたり、それ以外のものでも展示だけでなく研究活動や教育活動に使うこともあるとのことであった。

< 意見 >

直近 5 年間の展示回数のみで利用されているかどうかを判断することは難しいが、美術工芸品類は、できるだけ多く展示し多くの方に見てもらうことが主な目的であるため、計画的な展示に努められたい。

4 利用状況を踏まえた評価

< 監査結果 >

選定備品について、各機関において備品の利用状況を踏まえた評価が行われているかどうかを確認した。

評価が行われていないものは 74 件 (71.8%) で、うち 13 件が低利用又は利用されていないものであった。

美術工芸品類では評価が行われていなかった。[表 10]

表 10 利用状況を踏まえた評価の実施状況

(単位：件)

| 区分 | | あり | | なし | | 計 | |
|--------|---------|-------|---------------------|-------|---------------------|------|---------------------|
| | | | うち 低利用又は 利用なし | | うち 低利用又は 利用なし | | うち 低利用又は 利用なし |
| 機械等 | 試験研究機関等 | 11 | 8 | 45 | 13 | 56 | 21 |
| | 専門高校等 | 18 | 15 | 13 | 0 | 31 | 15 |
| 美術工芸品類 | | 0 | - | 16 | - | 16 | - |
| 計 | | 29 | 23 | 74 | 13 | 103 | 36 |
| 割合 | | 28.2% | - | 71.8% | - | 100% | - |

< 意見 >

利用状況を踏まえた評価の実施は低調と言わざるを得ない。

高額備品については取得に当たり多額の県費が投入されており、利用状況を踏まえた評価の実施は特に必要と考える。積極的に対応されたい。

[参考] 利用状況を踏まえた評価のイメージ

- ・ 備品の利用状況の組織的・定期的な評価
- ・ 低利用又は利用なしの備品について、その原因を分析
- ・ 分析結果を踏まえ対応を検討
- ・ 検討結果を実施するとともに、今後の備品の取得に反映

5 管理換・処分

利用状況を踏まえた評価を行い、現在利用されておらず、今後も利用の可能性がないと判断された備品は管理換や処分の対応が必要になる。

< 監査結果 >

表 10 の利用状況を踏まえた評価を行っている 29 件の備品のうち 23 件については、現在利用されておらず今後も利用の可能性がないと判断されたものであった。

さらに、この 23 件の備品について管理換や処分の検討の有無を確認したところ、検討ありが 9 件、なしが 14 件であった。[表 11]

管理換や処分の検討が進んでいない状況にあるが、原因を確認したところ、保有したままの状態でも特に問題が発生していないとのことであった。

また、老朽化し使われなくなった備品が多く、管理換ではなく処分が中心にならざるを得ないが、特に専門高校等においては、処分経費の確保がネックになっているとのことであった。

表 11 管理換や処分の検討状況 (単位：件)

| 区分 | | あり | なし | 計 |
|-----|---------|-------|-------|------|
| 機械等 | 試験研究機関等 | 2 | 6 | 8 |
| | 専門高校等 | 7 | 8 | 15 |
| 計 | | 9 | 14 | 23 |
| 割合 | | 39.1% | 60.9% | 100% |

< 意見 >

高額備品を保有する機関において今後利用の可能性がないと判断するものについては、管理換や処分を検討されたい。

また、処分については、各機関及び所管課等で処分費用の予算化も含め必要な対応をされたい。

6 維持管理

(1) 点検

< 監査結果 >

選定備品のうち、法令や操作マニュアル、保守・点検委託契約などにより点検を実施する必要があるものは25件あり、全て点検が実施されていた。

< 意見 >

特になし。

(2) 修繕

修繕の有無

< 監査結果 >

選定備品のうち平成26年度から平成30年度までの5年間で修繕を行ったことがある備品が17件(16.5%)、ないものが86件(83.5%)あった。[表12]

この86件の備品のうち故障しているものがあったが、現時点で利用しないため、修繕していないとのことであった。

表 12 直近5年間の修繕状況 (単位：件)

| 区分 | | あり | なし | 計 |
|--------|---------|-------|-------|------|
| 機械等 | 試験研究機関等 | 16 | 40 | 56 |
| | 専門高校等 | 1 | 30 | 31 |
| 美術工芸品類 | | 0 | 16 | 16 |
| 計 | | 17 | 86 | 103 |
| 割合 | | 16.5% | 83.5% | 100% |

< 意見 >

特になし。

修繕記録

< 監査結果 >

修繕を行った備品 17 件については、修繕の記録があった。

ただし、修繕費の支出手続に必要なため支出関係書類に添付されている、修繕を行った業者の修繕報告書が修繕記録とされているものがあった。

< 意見 >

備品を管理するに当たり、修繕記録を保存するなど修繕の履歴がわかるようにされたい。

(3) 保管場所

< 監査結果 >

選定備品以外の美術品（石膏）において、他の機関の施設に保管されているにもかかわらず、保管に関する書面による取決めがないものが確認された。

< 意見 >

適切に保管するため、保管や点検、修繕に関する対応方法と責任の所在を明らかにした書面による取決めを結ばれたい。

(4) 現品照合等

備品を保有する機関は、「佐賀県財務規則」に基づき、毎年 3 月 31 日現在において備品出納・管理簿と現品を照合し、5 月末日までに報告することとされている。

ただし、「佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領」により、備品件数が多く 5 月末までに現品照合を行うことが困難な機関にあっては、現品照合を年 1 回確実に行うため、繁忙期を避け、現実的な実施できる時期を設定し実施することとされている。

< 監査結果 >

指定管理者に対する貸付備品の現品照合が平成 29 年度以降、行われていない機関や、備品の件数が多く、複数年で照合が行われている機関があった。

選定備品の中に、専門高校にある機械等で、他の教室に移設した後に一部を分離し使用されなくなり現品照合が行われなくなったものや、本体から分離し売却したものを「現品あり」としていたものがあった。

このうち、他の教室に移設した備品の一部は、監査の場で確認できなかった。

< 意見 >

現品照合が十分に行われていない。

備品件数が多いなど現品照合に労力を要することは理解するが、繁忙期を避け現実的に実施できる時期を設定して実施するなどして現品照合を確実に行うようにされたい。

また、所在が確認できなかった備品について、速やかに所在を確認するとともに、紛失したと判断される場合は、所要の手続をとられたい。

(5) 管理その他

台帳上の管理

< 監査結果 >

前記現品照合が行われていない機械等について、本体から分離し、管理又は処分されていることが備品出納・管理簿に記入されていなかった。

< 意見 >

管理状況を適正に備品出納・管理簿に記入し、管理するようにされたい。

備品内訳の特定

< 監査結果 >

選定備品について、備品出納・管理簿上で「一式」として管理され、備品の具体的な内訳が分からないものがあった。

< 意見 >

備品の中の特定の部分を分離管理する際に備品出納・管理簿に反映されず、紛失リスクが発生するなど不適切な備品管理の原因となっている。

取得時における備品出納・管理簿（財務経営システム）への入力の際、仕様書や備品の写真を添付するなど備品の具体的な内訳が分かるようにされたい。

美術工芸品類の収蔵施設

< 監査結果 >

美術品や工芸品の数に比べ収蔵庫のスペースが狭い。収蔵庫に棚を増設するなど対応されているが、一部が収蔵庫の棚ではなく床に置かれていた。

博物館については耐震改修が必要とされながら実施されていない。

< 意見 >

現在でも一部の美術工芸品類が床に置かれるなど保管に支障が生じており、近い将来、限界を迎えるのではと思われる状況である。また大規模地震が発生すれば、収蔵品に大きなダメージが発生することが懸念される。

計画的かつ着実な対応をお願いしたい。

第3 まとめ

今回の監査で高額備品の取得等について状況を確認したが、全体としては取得手続や維持管理は適正になされ、利用状況も良好であり、おおむね適切に執行されていると思われる。

ただし、一部利用されていない備品や利用が低調な備品が見られ、そうした中で取得した備品が有効に利用されているかの組織的・定期的な評価が行われている機関は少なかった。

高額備品は多額の県費が投入されている。利用状況を踏まえた評価を行い、利用を促進するあるいは速やかに管理換や処分を行うことで、備品が利用されないままの状態になることがないようにされたい。

また、必要に応じて利用計画を作成するなど効果的な評価を行うための環境整備に努められたい。

今回、高額備品を対象に監査を行ったが、機械等や美術工芸品類などの備品は、高額備品に限らず、適切に管理され、有効に利用されることは非常に重要なことである。

今回の監査の結果が備品を保有する全ての機関で十分に活かされ、今後の行政サービスの向上や事務改善がさらに図られることを望むものである。

資料編

参考1 事前調査結果一覧表

| 区分 | 機械等 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|----------|----------|--------|----------|----------|--------------|----------|---------|------------|-------|-------|-------|--------|-----|
| | 試験研究機関等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関名 | 環境センター | 工業技術センター | 窯業技術センター | 産業技術学院 | ものづくり産業課 | パーク整備推進課 | SAGAサンライズ事務所 | 佐賀中部保健福祉 | 警察本部会計課 | 農業試験研究センター | 健康増進課 | 茶業試験場 | 畜産試験場 | 建設・技術課 | その他 |
| 調査項目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保有件数 | 98 | 78 | 50 | 38 | 29 | 25 | 24 | 24 | 21 | 18 | 16 | 15 | 12 | 123 | |
| 契約方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般競争入札 | 92 | 76 | 33 | 28 | 17 | 9 | 15 | 20 | 7 | 12 | 9 | 14 | 8 | 49 | |
| 指名競争入札 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 随意契約 | 0 | 0 | 4 | 0 | 12 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 23 | |
| 小計 | 92 | 76 | 37 | 28 | 29 | 9 | 15 | 21 | 10 | 15 | 11 | 15 | 8 | 74 | |
| その他 | 6 | 2 | 13 | 10 | 0 | 16 | 9 | 3 | 11 | 3 | 5 | 0 | 4 | 49 | |
| 計 | 98 | 78 | 50 | 38 | 29 | 25 | 24 | 24 | 21 | 18 | 16 | 15 | 12 | 123 | |
| 利用計画の有無 | | | | | | | | | | | | | | | |
| あり | 98 | 76 | 50 | 38 | 24 | 0 | 1 | 11 | 6 | 18 | 15 | 15 | 0 | 41 | |
| 想定利用日数あり | 53 | 15 | 8 | 38 | 23 | 0 | 1 | 9 | 6 | 18 | 15 | 15 | 0 | 26 | |
| なし | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 | 25 | 23 | 13 | 15 | 0 | 1 | 0 | 12 | 82 | |
| 計 | 98 | 78 | 50 | 38 | 29 | 25 | 24 | 24 | 21 | 18 | 16 | 15 | 12 | 123 | |
| 利用日数による利用状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用なし | 1 | 0 | 4 | 0 | 10 | 2 | 0 | 0 | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 13 | |
| 30日未満 | 56 | 48 | 28 | 12 | 8 | 2 | 11 | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 39 | |
| 30日以上50日未満 | 5 | 8 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 5 | 3 | 1 | 10 | |
| 50日以上100日未満 | 8 | 10 | 7 | 13 | 0 | 0 | 3 | 9 | 3 | 1 | 4 | 1 | 1 | 16 | |
| 100日以上200日未満 | 2 | 7 | 7 | 12 | 1 | 0 | 4 | 2 | 1 | 13 | 0 | 1 | 5 | 10 | |
| 200日以上 | 25 | 3 | 0 | 0 | 8 | 0 | 4 | 9 | 2 | 0 | 2 | 6 | 3 | 29 | |
| 計 | 97 | 76 | 50 | 38 | 29 | 4 | 23 | 24 | 21 | 18 | 16 | 15 | 12 | 117 | |
| 利用率による利用状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用なし | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 30%未満 | 1 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| 30%以上50%未満 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 50%以上80%未満 | 3 | 3 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 0 | 4 | |
| 80%以上100%未満 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 1 | 2 | 0 | 7 | |
| 100%以上 | 46 | 6 | 0 | 32 | 13 | 0 | 1 | 8 | 5 | 9 | 12 | 8 | 0 | 14 | |
| 計 | 53 | 15 | 8 | 38 | 23 | 0 | 1 | 9 | 6 | 18 | 15 | 15 | 0 | 26 | |
| 直近5年間の展示状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4回 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5回以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

平成31年4月1日現在の組織で整理
高額備品の保有件数が10件未満の機関はその他に記載

| 専門高校等 | | | | | | | | 美術工芸品類 | | | | 計 |
|----------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|-----|---------|---------|---------|-----|-------|
| 佐賀工業高等学校 | 鳥栖工業高等学校 | 有田工業高等学校 | 唐津工業高等学校 | 塩田工業高等学校 | 多久高等学校 | 佐賀農業高等学校 | その他 | 九州陶磁文化館 | 博物館・美術館 | 名護屋城博物館 | その他 | |
| 35 | 32 | 28 | 26 | 22 | 21 | 11 | 92 | 76 | 65 | 49 | 5 | 1,033 |
| 35 | 7 | 10 | 7 | 5 | 21 | 4 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 526 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 76 | 65 | 49 | 3 | 242 |
| 35 | 7 | 10 | 7 | 12 | 21 | 4 | 51 | 76 | 65 | 49 | 3 | 780 |
| 0 | 25 | 18 | 19 | 10 | 0 | 7 | 41 | 0 | 0 | 0 | 2 | 253 |
| 35 | 32 | 28 | 26 | 22 | 21 | 11 | 92 | 76 | 65 | 49 | 5 | 1,033 |
| 21 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 34 | 76 | 65 | 9 | 0 | 606 |
| 21 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 30 | - | - | - | - | 283 |
| 14 | 32 | 28 | 26 | 14 | 21 | 11 | 58 | 0 | 0 | 40 | 5 | 427 |
| 35 | 32 | 28 | 26 | 22 | 21 | 11 | 92 | 76 | 65 | 49 | 5 | 1,033 |
| 11 | 4 | 0 | 0 | 6 | 12 | 0 | 13 | / | | | | 86 |
| 0 | 10 | 11 | 15 | 1 | 0 | 5 | 6 | | | | | 270 |
| 3 | 1 | 5 | 5 | 9 | 4 | 4 | 7 | | | | | 84 |
| 11 | 8 | 4 | 3 | 1 | 2 | 0 | 14 | | | | | 119 |
| 9 | 9 | 4 | 2 | 5 | 2 | 1 | 31 | | | | | 128 |
| 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 14 | | | | | 109 |
| 35 | 32 | 24 | 26 | 22 | 21 | 11 | 85 | | | | | 796 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | / | | | | 12 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 13 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 6 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 22 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | | | | | 25 |
| 21 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 23 | | | | | 202 |
| 21 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 27 | | | | | 280 |
| / | | | | | | | | 30 | 15 | 14 | 1 | 60 |
| | | | | | | | | 6 | 3 | 20 | 1 | 30 |
| | | | | | | | | 8 | 6 | 7 | 0 | 21 |
| | | | | | | | | 13 | 15 | 7 | 0 | 35 |
| | | | | | | | | 12 | 4 | 1 | 0 | 17 |
| | | | | | | | | 7 | 20 | 0 | 0 | 27 |
| | | | | | | | | 0 | 2 | 0 | 3 | 5 |
| | | | | | | | | 76 | 65 | 49 | 5 | 195 |

参考2 地方財政法（抜粋）

（昭和23年7月7日）

（法律第109号）

（財産の管理及び運用）

第8条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

参考3 地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日）

（法律第67号）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

参考4 地方自治法施行令（抜粋）

（昭和22年5月3日）

（政令第16号）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

参考5 佐賀県財務規則（抜粋）

平成4年3月31日
佐賀県規則第35号

（取得の決定）

第145条 収支等命令者は、県において使用し、又は保管することが必要であると認められた物品について、購入、譲受等の決定をすることができる。

（受入れ）

第146条

4 委任出納員又は物品出納員は、第1項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿（次項において「出納簿」という。）に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第1号又は第2号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。

(1) 備品 備品出納・管理簿

（備品現在高報告書）

第164条 委任出納員又は物品出納員は、毎年3月31日現在において備品出納・管理簿と現品を照合し、5月末日までに、備品現在高報告書を会計管理者に提出しなければならない。

参考6 佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領（抜粋）

第101条関係 随意契約

1 随意契約ができるのは、次のような場合であること。（令167の2）

イ 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第164条関係 備品現在高報告書

備品現在高報告書については財務経営システムへの入力をもって会計管理者へ提出したものとみなすこと。

なお、現品照合の時期は、5月末までに行うことを基本とするが、備品点数が多く、5月末までに現品照合を行うことが困難な所属にあっては、現品照合を年1回確実にを行うため、繁忙期を避け、現実的な実施できる時期を設定し実施すること。



<http://www.pref.saga.lg.jp/>